

○市川市市民活動団体事業補助金交付条例施行規則

平成28年1月5日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、市川市市民活動団体事業補助金交付条例（平成27年条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会貢献に係る分野)

第2条 条例第2条並びに第4条第1項及び同項第9号の規則で定める分野は、別表第1に掲げる分野とする。

(規約等の記載事項)

第3条 条例第3条第1項第2号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- (2) 団体を構成する者の資格の得喪に関する事項
- (3) 役員に関する事項
- (4) 会議に関する事項
- (5) 事業年度

(交付対象となる経費)

第4条 条例第5条第1項の規則で定める経費は、別表第2に掲げる経費とする。

[一部改正平成29年規則第4号]

(申請書等の様式)

第5条 条例第6条の申請書は、市川市市民活動団体事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 条例第6条第1号の団体概要調書は、市川市市民活動団体事業補助金団体概要調書（様式第2号）とする。

3 条例第6条第3号の補助金の申請に係る事業の計画書は、市川市市民活動

団体事業補助金申請事業計画書（様式第3号）とする。

4 条例第6条第4号の収支予算書は、市川市市民活動団体事業補助金申請事業収支予算書（様式第4号）とする。

（補助金交付可否決定通知書の様式等）

第6条 条例第8条第4項及び第5項の規定による通知は、市川市市民活動団体事業補助金交付可否決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第8条第6項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市長が定める場所において一般の閲覧に供する方法

(2) インターネットの利用

（申請の取下げ申出書の様式等）

第7条 条例第9条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げは、市川市市民活動団体事業補助金交付申請取下げ申出書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

（補助決定事業の中止又は廃止の承認申請書の様式等）

第8条 補助決定団体は、条例第10条第1項の規定により補助決定事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市川市市民活動団体補助決定事業（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 条例第10条第2項の規定による届出は、市川市市民活動団体事業補助金軽微変更届出書（様式第8号）により行わなければならない。

3 条例第10条第3項において準用する条例第8条第4項の規定による通知は、市川市市民活動団体補助決定事業（中止・廃止）承認可否決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（事情変更による決定取消通知書の様式）

第9条 条例第11条第3項において準用する条例第8条第4項の規定による通知は、市川市市民活動団体事業補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（様式第10号）により行うものとする。

(状況報告書の様式等)

第10条 条例第13条の規定による補助決定事業の遂行状況の報告は、市川市市民活動団体事業補助金遂行状況報告書(様式第11号)に市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

(実績報告書の様式等)

第11条 条例第15条第1項に規定する実績報告書は、市川市市民活動団体補助決定事業実績報告書(様式第12号)とし、同項の規定により添付する書類は、市川市市民活動団体事業補助金収支決算書(様式第13号)及び補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)を支出したことを証する書類とする。

2 第6条第2項の規定は、条例第15条第2項の規定による公表について準用する。

(補助金額確定通知書の様式)

第12条 条例第16条の規定による通知は、市川市市民活動団体事業補助金額確定通知書(様式第14号)により行うものとする。

(交付請求書の様式)

第13条 条例第17条第1項に規定する請求書は、条例第16条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときにあつては市川市市民活動団体事業補助金交付請求書(様式第15号)と、条例第17条第2項の規定により概算払いによる補助金の交付を受けようとするときにあつては市川市市民活動団体事業補助金概算払交付請求書(様式第16号)とする。

(決定取消通知書の様式)

第14条 第9条の規定は、条例第18条第3項において準用する条例第8条第4項の規定による通知について準用する。

(市川市市民活動団体事業補助金審査会の組織及び運営)

第15条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を統理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

- 4 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。
- 5 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会議の議事については、その概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を作成するものとする。
- 8 部会は、委員のうちから議長が指名する者をもって構成し、部会を構成する委員の数は、おおむね5人とする。
- 9 部会に長1人を置き、当該部会を構成する委員のうちから互選する。
- 10 部会は、これを構成する委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 11 前各項に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、審査会が市長の同意を得て定める。

（事業の継続）

第16条 市民活動団体は、3年間継続して補助対象事業を実施するよう努めるものとする。

（補則）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成28年1月5日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 補助金の交付の申請、補助金交付決定又は補助金の交付をしない旨の決定及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、第2条から第9条まで及び第15条の規定の例により行うことができ

る。

(市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例施行規則の廃止等)

- 3 市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例施行規則(平成17年規則第1号)は、廃止する。
- 4 前項の規定による廃止前の市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例施行規則(以下「廃止前の規則」という。)の規定によりなされた手続その他の行為については、なお従前の例による。
- 5 廃止前の規則第6条及び第11条並びに様式第14号の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
- 6 廃止前の規則第10条及び第12条並びに様式第13号の規定は、平成28年4月1日から同年5月31日までの間、なおその効力を有する。

附 則 (平成29年1月24日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、平成29年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。